

前田村開拓 130 年によせて

「北の農士たち」

前田村を開いた人々に捧げる

2012.03

花 木 幹 史

前田村開拓 130 年によせて

# 「北の農士たち」

前田村を開いた人たちに捧げる



花 木 幹 史

2012/03/23

## 前田村開拓 130 年によせて

明治 17 年（1884）5 月 25 日北海道の岩内港に着いた旧金沢藩士たちは、武具の代わりに農具を手に、イバラを刈り灌木を倒して農地を開墾しました。

夏には、ブヨ、虻に襲われ、また、熊との脅威にも耐え作物を作り、狐や兎に、また蝗にも畑を荒らされました。

それは、あたかも農具を手にして戦う戦士のようなものであったと思います。

彼らこそ北の大地で戦う「北の農士」そのものであろう。

彼らは北陸特有な粘りと努力で、過酷な自然風土と戦い、第二の故郷に定着するよう、移住者同士の連帯感と個々の責任感で前田村をも設立し、心のよりどころとして前田神社を建立しました。

また、故郷と名を同じくした「経武館」を建設し、子弟の精神修養を行い、学習場をも建設し、近隣の子弟の学習をも行うとともに、加賀藩士の誇りを持ち続けて、開拓し、前田村を築いた「北の農士」たちに深く敬意を表します。

そして、それを支えた歴史を作った人たちにも。

2012 年 3 月吉日

———目 次———

北海道の前田村へ . . . . . 1	入植者の戸数と人口の推移 . . . . . 30
明治の身分制度 . . . . . 1	北海道への移住の転換期 . . . . . 31
士族授産事業 . . . . . 2	起業社学習場 . . . . . 31
後志岩内郡犁野舞納村とはどんな場所なの . . . . . 2	前田神社 . . . . . 32
岩内（いわない）とは . . . . . 3	経武館の碑 . . . . . 33
北前船と北海道 . . . . . 3	前田神社の記念碑 . . . . . 34
屯田兵制度の発足 . . . . . 4	前田神社の境内及び付近 . . . . . 35
石川県人の北海道移住 . . . . . 4	交通事情 . . . . . 36
起業会の発足 . . . . . 5	2 級村成立 . . . . . 36
北海道移住の調査 . . . . . 5	北海道前田村の昔 . . . . . 37
起業社の設立 . . . . . 6	前田地区の方との懇談 . . . . . 37
起業社規則 . . . . . 6	歴史を調べて . . . . . 39
土地の払下 . . . . . 8	北海道旧前田村移住者名簿 . . . . . 40
入植の準備 . . . . . 9	送籍証による名簿 . . . . . 42
起業社岩内農場景況略 . . . . . 11	あとがき . . . . . 56
事業資産の運用計画 . . . . . 13	
第 1 陣の入植者達 . . . . . 14	
第 2 陣の入植者 . . . . . 15	
前田村の成立 . . . . . 16	
起業社の月次月報第 1 号 . . . . . 19	
開拓の現状 . . . . . 24	
事業の縮小 . . . . . 25	
漁業事業の撤退 . . . . . 26	
起業社本社の閉鎖 . . . . . 26	
第 3 陣の入植者 . . . . . 26	
士族授産事業の終焉 . . . . . 26	
開拓地の移民たち . . . . . 28	
開拓地での水稻栽培 . . . . . 28	
リーダーの群像 . . . . . 28	
語り継がれる雨夜線 . . . . . 29	
前田神社の建立の立役者 . . . . . 29	

## 北海道の前田村へ

### 北海道への開拓移住

北海道とはその時代には人跡未踏で未開の地であり且つ蝦夷地とも呼ばれた地でもありました。墳墓の地を決別してまで北海道移住を決断させたものは何だったのでしょうか。

その時代の記録から見えてきたものがあります。

江戸時代から明治時代が変わることで武士達には何が変わったのでしょうか考えていきます。

## 明治の身分制度

明治時代に入ると江戸幕府下の「士農工商」の身分制度が廃止され、「四民平等」となりました。武士の身分制度が大きく変ることになったのです。

明治 4 年に制定された戸籍法に基づき、旧公卿（くぎょう）と諸大名の藩主が華族に、旧幕臣、諸藩藩士、神官、寺院などの家士たちが士族という身分になりました。翌年、士族の下層であった足軽（あしがる）などを卒族としたのですが、反対運動があったため、明治 5(1972)年に彼らのなかで世襲の者を士族に、一代限りの者を平民に分属させて、卒族の呼称を廃止して、士族身分を確定しました。明治 6(1973)年当時、その数約 41 万戸弱、人口約 189 万人強であったといわれています。

明治 9(1876) 年、明治政府が、華・士族に金禄公債を交付して、彼らに対する家禄、賞典禄の支給を廃止しました。これを秩禄処分といいます。

明治政府は、廃藩置県後も、従来の公家（くげ）、領主、武士（これらは明治 2 年華族・士族という二つの族籍に整理された）に対し、旧幕以来の家禄と、維新の功績により政府が与えた賞典禄とを引き続き支給していました。

そのための財政負担は、当初歳出の 45%に達し、近代国家樹立を目ざす政府にとって家禄・賞典禄処分は差し迫った課題となりました。

また明治 6（1873）年に公布された徴兵令は、「四民平等」であり、武を常職とする士族の存在理由をなくしてしまうものでした。同年の地租改正は、家禄の源泉である封建貢租を、近代的租税の形をとった地租に変えてしまった。こうした事情を背景にして、政府は、政府内部の反対を押さえながら徐々に家禄整理を進めた。まず明治 6(1873)年 12 月、家禄税と家禄奉還制度をあわせ実施し、家禄には禄高を 335 段階に分けた累進税を課し、奉還希望者には家禄六か年分を現金と秩禄公債とで一時に交付し、平民身分に編入した。ついで明治 8(1875)年 9 月には、家禄・賞典禄をすべて定額の現金支給に改めた（これを金禄公債という）。これらの措置ののち、秩禄処分を断行し、旧領主階級を完全に解体したのである。

[ 日本大百科全書（小学館） ]

この公債は、窮乏した士族がすぐ手離さないよう当初は売買が禁止されていたが、78 年 9 月にこの禁が解かれると、多くが商人らの手に渡った。

一部には、政官界・学界・軍部などで指導者としての役割を果たし、また商工業の分野に進出した例もあったが、徴兵令、廃刀令、秩禄（ちつろく）処分などを経て、その政治・

社会的地位は失われ、没落した者が多かった。生計の手段を失った士族のなかで、職人、教員、邏卒（らそつ）になったり、塾経営者に転身した者などはまだ成功したほうで、「士族の商法」に従って商売を始め失敗した場合も多かった。困窮士族のなかには、貧民街に住み日雇い人夫や乞食（こじき）になったり、強盗や自殺者までも出した例がある。新政府は、金禄公債を与え、資金を貸し付けて失業士族の授産政策を進めたが、彼らを救済することはできなかった。

### 士族授産事業 [ 日本大百科全書 (小学館) ]

明治政府の士族政策。戊辰（ぼしん）戦争、版籍奉還以降、士族の家禄（かろく）（秩禄ともいう）は大きな変動を受けた。これは明治 9(1876)年の金禄公債証書発行条例によって最終的に廃止されるが、これにより多くの士族は生活の基礎を失った。一方、士族は廃藩置県と徴兵令の施行によって常職を失ったから、士族をなんらかの産業につかせ、その生活を維持させることが、社会不安を防ぐためにも必要であった。

この政策を士族授産という。まず明治 4(1871)年に政府は華・士・卒に農・工・商の各業に従事することを許し、明治 6(1873)年以降、家禄奉還者には就産資金を与え、土地の廉価払下げや北海道屯田兵への士族募集などの処置を講じたが、明治 11(1878)年以後より大規模な授産政策を行うようになった。

明治 15(1882)年以降 300 余万円を支出し、その一部は北海道移住士族の保護にもあてられた。これらの授産政策の効果は、移住や蚕糸業に関するものを除けばみるべきものは少なかったが、間接的には近代産業の発達を助ける結果をもたらしている。

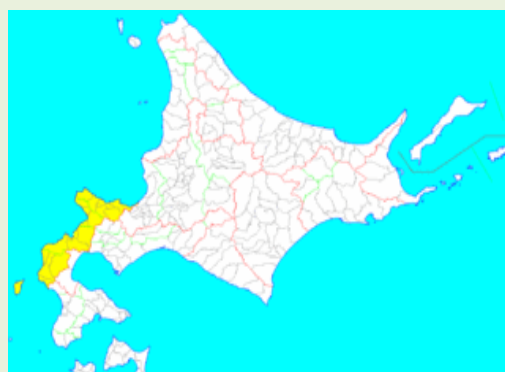
明治 13(1880)年代のうちに、士族問題は社会問題、政治問題としての重要性を失い明治 22(1889)年をもって授産政策もまた打ち切られた。

### 後志岩内郡犁野舞納村とはどんな場所なの

後志（しりべし）（BIGLOBE 百科事典）

後志国（しりべしのくに）は、大宝律令の国郡里制に倣い戊辰戦争（箱館戦争）終結直後に制定された日本の地方区分の国の一つである。五畿八道のうち北海道（令制）に含まれた。

国名の由来は、阿倍比羅夫が郡領を置いた後方羊蹄（しりべし）の語音にちなみ、後志国を流れる尻別川のアイヌ語「シリ・ペツ」（山の・川）を採り、音訳して後志としたもの。命名者は松浦武四郎。道南から道央にかけての地域に位置し、現在の後志総合振興局管内のうち虻田郡と小樽市銭函 4～5 丁目相当区域を除いた大部分と、檜山振興局管内のせたな町以北および奥尻島にあたる。



## 岩内（いわない）とは

語源はアイヌ語のイワウナイ（硫黄の川）とする説や、イワナイ（山の川）とする説などがある。

南西部の海岸は断崖・奇岩が連なっている。雷電温泉の付近はニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されている。

岩内港は当時は漁業で栄えていた

## 北前船と北海道

石川県人の北海道への進出は江戸時代にまでさかのぼり北前船による交易によるものです。

この時代に活躍した海の豪商「銭屋五兵衛」は蝦夷地に交易の場をもとめました。

天保4年には御用銀15,000両を調達し、同11年には加賀藩の御手船裁許（藩の運用支配）を命ぜられてからは、百万石の権威を背景にした五兵衛の商売は飛躍的に増大した。

盛期には2,500石積の廻船4艘のほか、大小合わせて2百数十艘を所有し、三国（越前）、新潟・柏崎（越後）、酒田（出羽）、弘前・青森・鮭が沢・田名部（津軽）松前・箱館（北海道）下田・戸田（伊豆）、兵庫、長崎、大阪、江戸などに34の支店・代理店・出張所を置き168人の店員が働いていたという。

北海道の最北端の礼文島に「銭屋五兵衛貿易の地」説明文があります。

「享和から文化年間にかけて（約160年前）加賀の国銭屋五兵衛が露国と密貿易

の傍ら「キンツバ」焼きを始めたが、江戸仕込みであったので屋号を「江戸屋」としたため、字名を江戸屋としたと伝えられているが、一説には「遠藤屋」と暖簾をかけたので「エンドヤ」となったとも伝えられている。

この地に「銭屋五兵衛貿易の地」と記念碑が建立され「胆力」と「黄金」でさっそうと北海の荒海を縦横無尽に航海していた銭屋五兵衛の荘姿が偲ばれています。」礼文町

このように、商人達は蝦夷地の産物を内地にて売買するために各地の港に店を開き、人を永住させるようにもなりました。

また、金沢市史では明治初期に根室など道東方面に漁業を目的として移住する人々がいたことを記述している。

「海産干場」の借用・払下に関する根室県の文章によれば、金沢区下百々女木（どどめき）町の平民浅賀孝次郎ら石川県出身者が明治9年頃から根室や択捉島周辺で漁業を営んでいたことが分かるが、同12年には金沢士族の永田高致らが3万円の資本を集め択捉島で漁業



を営む汪網社を設立した。

しかし、所有船の事故で大きな打撃を受け、明治 16 年同社の事業は金沢士族で結成された起業社に継承された。

「野澤善三郎」による北海道在住加越能人名録の写真集では安政 4 年に岩内に渡道し、成功を納めた橋本清吉が掲載されているように江戸時代末期から蝦夷地に渡りそのまま住んでいた人達がいたことがわかります。

### 屯田兵制度の発足

明治政府は富国強兵と北方警備の重要性から士族による屯田兵制度を明治 8 年に着手した。明治 6 (1873) 年 11 月黒田清隆が樺太と北海道の兵備の必要と、そのための費用を憂え、「今略屯田ノ制ニ倣イ、民ヲ移シテ之ニ充テ、且耕シ且守ル時ハ、開拓ノ業封疆ノ守リ両ナガラ其便ヲ得ン」というものであった。黒田清隆が考えたのも士族の活用であったが、彼の場合旧松前藩と東北諸藩の貧窮士族を想定していたようだ。太政官は黒田の提案に賛同し、明治 7 年 (1874 年) に屯田兵例則を定めた。明治 8 年 (1875) 年 5 月、札幌郊外の琴似兵村への入地で、屯田が開始された。

### 石川県人の北海道移住

金沢市史では石川県人の北海道移住の項で、明治 6 (1873) 年 5 月石川県は県下物産の移出を実現すべく、忠告社社員林頼三・県吏川崎曾平に北海道の視察を命じた。

彼らは函館から渡島半島を北上し、6 月末に札幌に至った。札幌では貧困にあえぐ士族の移住を進めるため、金沢区方積金により土地を買得し開墾することを開拓使庁に請願した。その後林は北海道西海岸を経て樺太 (からふと) まで視察を続けたが、9 月初め再び札幌に至り、土地の買収や入植者の農具・家具・小屋掛料の給与などについて開拓史と協議を行った。

こうして石狩国札幌郡豊平川以東に 75,000 歩と長屋 2 棟を得て金沢に戻った。

この間石川県は明治 6 年 7 月県民に北海道移住を呼びかけていたが、林の帰県後 (11 月末) 再び呼びかけを行った。

翌 7 年 3 月士族の井上栄信ら 8 人に 40,000 歩 (一人 5,000 歩) を分与し、井上を責任者として士族の移住が始まった。その後 5 月に新たに平民 2 人が移住したが、それ以降の移住は続かなかった。

林は明治 7 年 6 月に「北海紀行」を金沢の如欄堂から刊行し北海道の状況を伝え、石川県人の北海道の関心を高めた。



## 起業会の発足

金沢市史では士族社会に関して次のように記述している。

明治12年5月に開設された石川県会や同年9月に開設された金沢区の連町会の主導権はいずれも士族が握っていた。

疋田直一や忠告社の加藤恒や杉村寛正らは金沢への鉄道施設を計画し、遠藤秀景らは士族政社の盈進社（えいしんしゃ）を結成し、大規模な開墾就農による士族授産事業を企て、両社は対立していた。彼らは共に、旧金沢藩主前田家（本家）からその事業資金を引出すことを目論んでいた。それ以外に資金調達の確たる目途があったとも思われない。

明治13(1880)年4月疋田直一らは前田本家へ授産事業の内容を審議する旧藩士会議の設置を提案した。前田本家は職員を金沢に派遣して杉村寛正と協議し、疋田の提案の線で起業会を設置することにした。

起業会は士族30人の議員を公選し、会議を開くとともに授産事業について士族の意見を募り「建議案」としてまとめたが議論百出で会議も結局まとまらなかった。

明治14年になって前田本家より金沢への鉄道を施設する事業に専念するため、企業会を中止すると通告があった。

起業会の資産授産事業に期待していた士族はこれに激しく反発し、論議が前田家本家の家政改革にまで及ぶ始末となった。起業会の存続問題をめぐって、前田本家には多数の建議類が寄せられた。

そこで前田本家は家扶を加藤恒と本多衛政養に代え、企業会を継続する方針に転じた。

また、紛争を調停する県官吏の宮崎義比らの動きもあり、明治15(1882)年1月18日付で、宮崎や盈進社の遠藤秀景を含む5人の事務委員が前田本家によって任命され起業会の再建が始まった。

## 北海道移住の調査

その年3月に調査委員が北海道に派遣されている。

「第三回札幌県勸業課年報・明治17年」（新共和町史より）

コノ年（明治15年）三月、横地正果、関時叙、板賀義智、大久保菊次郎等ヲ調査委員トシ、先ツ北海道ニ赴キ実地ヲ視察シ、以テ良好ノ地ヲ選定セシメ、函館、小樽間ノ各地ヲ巡視シ、後志国岩内郡ニ至リシニ本部ノ地タル前ニ日本海ヲ抱キ、後ニ山岳ヲ負ヒ、山海相迫リ地勢狭隘ナリトイエドモ、気候温暖地味肥沃ニシテ農工ニ適シ、運輸ノ便未ダ完カラザルモ岩内湾ハ朝夕帆船ノ出入リアルヲ以テ、遂ニ本部ヲ着手ノ地ト定メ、関時叙コノ地ニ止マリ他ノ帰国セリ。

この時起業会が派遣した調査委員は横地正果、関時叙、板賀義智、大久保菊次郎の4人。が犁野舞納に調査に入った状況である。それまで各地で情報を入手し検討していたのであろう。「遂ニ本部ヲ着手ノ地ト定メ」とあるようにこの時決定したと思われる。

起業会は北海道派出調査委員の関時叙、板賀義智の名前で同15年7月3日付の「荒蕪地払

下願」を、岩内郡役所を経由して札幌県に提出している。

願い出た場所は「後志国岩内郡余市山道両側」の荒蕪地 700 万坪。

これに対し翌 8 月 17 日付で、札幌県から以下の条件を付け、予備承認する旨の回答があった。

- 一、 本年ヨリ向三ヵ年間限り本願ノ全地ヲ予備シ、毎年移住ノ人員ニ応ジ相当ノ地積ヲ可払下候条、其都度移住人送籍証票写ヲ添エ更ニ出願可致事。
- 一、 予備期間ニ至ラバ従前開墾ノ如何ヲ審査シ、相当ト認メル時ハ更ニ二ヵ年ノ延期ヲ逐次許スベシ。但、懇成遅滞ト認メル時ハ延期差許サザル義ト相心得ベシ。

申請の年は、3 年間は予備とし、移住者の人数に応じて払下の面積を決定すること。

出願には送籍証書の写しを付けるなどが払下の条件であった。

### 起業社の設立

明治 16(1883)年 1 月 24 日付で、企業会の総代議員の総選挙会を同年 2 月 4 日に開催することが告示された。

総代議員の選挙は、盈進社が予選した結果を追認する形となり、事前の了解の通り、疋田直一や、杉村寛正らの鉄道派は選ばれなかった。

本会議は、2 月 19 日から 3 月 14 日まで、兼六園の成巽閣で開催され、番外議員となった事務吏員の遠藤秀景が事業計画を提案した。

その計画は、前田本家から供与される 10 万円に、士族などから株式募集する 15 万円を合わせて資金とし、北海道後志国岩内郡犁野舞納村に移住開墾すると共に、択捉島留別などにサケ・マスの漁場を開拓するものであった。

この会議で起業社の創設が決定され、北海道への移住がきまった。

役員には総理に前田家から堀嘉久馬、副総理には盈進社の遠藤秀景、幹事に横地正果が任命され、起業社規則が採択された。

### 起業社規則

・ 本社の起源は北海道に於いて開墾・漁猟を営むの趣意を以って成立する、その名称を起業社と号すとあります。(第 1 条)

・ 起業社本社を金沢市下堤町 55 番地に設け、農業事務所を北海道札幌県下岩内に、漁業事務所を根室県下択捉島に、金沢事務所を本社内に置く。(第 2 条)

※起業社は開墾だけではなく、漁業を加えた。漁業については旧金沢藩士が経営していた汪網社を買収したものである。

農業事務所長は富田練太郎（後に西田三郎）漁業事務所長には久世事民（後に太田庄一郎）が任命された。

金沢事務所は募集事務全般を扱う部署である。(第 45 条)

事業期間は明治 16 年から同 50 年までの 35 年間とする (第 7 条)

資本金は 35 万円で前田本家からの 10 万円と士族などから 1 株 25 円の株 1 万口の株式を募集するものであった。(第 8 条)

農業と漁業の資本金の比率は農業を 10 分の 7、漁業を 10 分の 3 とする (第 9 条)

就業を望む者は旧金沢藩士に限り就業を許すものである (第 51 条)

就業を望む者のよくその人を吟味し、身体強壯にして事業に勉励する者であること。農業に従事するものに限り金沢地方で 15 日間の実地研修をすることとさ

れた。(第 52 条)

合格者には右記の誓文を提出させた。(第 53 条)

前条の誓約が終われば農業志願者に限り速やかに移住送籍の手続きをすること (第 54 条) 第 53 条の手続きが終われば本社の就業者交名簿にその姓名をするものとする。(第 55 条) 送籍証は「北海道移住の調査」で述べたように、札幌県への手続きで、土地払下には必要であったためであろう。

起業社御中	住所・族	年 月 日	誓文 拙者義、嘗て農ノ漁業志願の処、今般許諾さられ候に付、社則は勿論、総て御社の成規を遵守し仮令何等の艱苦ありとも忍耐従事可致(若し不得已事故ありて退業を請ふときは借用年賦金等、一時に弁償すべし) 漁業志願輩は括弧内の文、字を除く、依つて聖文如件
	姓	名	
		印	

姓名殿	年月日	約定書 今般北海道ニ移住シ本社ノ農業ニ従事セラレ、ニ付テハ後來本社ヨリ宅地ヲ付与シ暨本社所有オリノ地所を購求セン事ヲ望マル、トキハ左ノ定款ニ従フヘシ 一本社ヨリ貸給・売与ノ物品代金償却済ノ上ハ兼テ割渡シタル宅地六百歩与フヘキ事 一本社ヨリ貸給・売与ノ物品代金償却済ノ上ハ貴殿ニ於テ負担耕作スル地所ニ限り第六十条ノ手續ヲ以テ定メタル地価三分ノ一ニテ売与スヘキ事 右約定ノ為メ証書一札如件	
	同書記		起業社長
	姓		姓
	名	名	
	印	印	

移住者の土地の貸与については、1戸につき宅地600歩（坪）を与える。但し貸給、売与の物品代金を償却した場合作なっている。(第56条)

農業に従事するために移住する者には地所を売渡すことを約束するために、本社より証書を付与する。

また、北海道移住者の計画を建てていた。北海道に移住する者は初年より10ヵ年までは毎年50戸までとし、11ヵ年より18ヵ年までは毎年100戸までとし、19ヵ年より21ヵ年までは毎年100戸までとし、都合21ヵ年までとする。(第58条) 合計で1750戸となる計画であった。

移住後3年目に収穫高を調査し、地価を定め十分の七を借地料として移住6年目より本社に収めるものとする。(第60条)

農業のために移住者へ貸与する土地は予め農業事務所にて開墾し、2町歩から4町歩を貸与する(第61条)

農業移住者が自ら開墾した場合は、移住後3年目の収穫高により査定し、地価の三分の一で譲り受けることができる。但し売与の物品代金を完納し、地価の三分の一の金額を納めれば独立してもよいものとする。(第62条)

移住者の貸与についても細かく規定している、食料は2年間支給することになっている。男1人玄米6合、女は5合15歳以下の男は4合5勺、女は4号、たに薪菜代として1日1人につき、金1銭宛て、乳児は玄米1合5勺を付与している(第63条)

住宅に於いては、1戸につき35円相当の小屋を掛け売与している。(第64条)

種子は移住者1戸につき6円以内のものを貸給している(第65条)

耕馬、器械は移住者10戸に対して再墾鋤、挺把労、耕馬5頭、馬具4組、馬舎1棟359円を売与する。(第66条)

耕馬の飼料は1日1頭に付き、16銭で1年間貸給する(第67条)

小農具は移住者にて用立てるものとするが、用立て出来ない者については、5円相当の物を売与する(第68条)

炊器、寝具、手回りの小道具類は移住者にて用意する(第69条)

その他の項目もこと細かく規定されています。

## 土地の払下

正式に起業社が創立され、北海道への士族授産事業の取組が始まりました。

「新共和町町史」に荒蕪地払下についての記述があります。

明治15年7月3日付の「荒蕪地払下願」に関してはまだ予備承認の段階であり、事業を実施に移すためには、土地払下の正式承認を得る必要があった。

札幌県の予備承認には送籍移住者の人数に応じて面積を決定するという条件があった。  
起業社は明治 16 年 5 月 22 日付けで札幌県に「地所払下願」を提出している。

明治十五年七月四日起業会調査委員関時叙、板賀義智兩名、北海道札幌県下後志国岩内郡余市山道両側の荒蕪地七百万歩払下相成度旨別紙甲写シノ通り出願即御許可ヲ賜り候処、本年二月旧金沢藩士族起業会ヲ開キ別冊乙号ノ通り、資金補助者ノ許可ヲ得、尋テ別紙紙丁号ノ通り我石川県令岩村高俊殿ノ許可ヲ得テ、設立仕設立仕起業社候ニ就キ右払下ノ地所別紙戊号ノ通り、今般本社へ引受開墾事業ニ着手可仕。依テ該地所受取方トシテ本社役員神田正中、西田三郎ヲ以テ総理代人ト定メ、総理ノ名義ヲ以テ右受取方ニ関スル一切ノ事ヲ委任シ置候間、夫々御引渡シ被下度。就テハ送籍証書移住者旧金沢藩士族相添更願可仕管ニ候得共、前陣起業会決議以後資金補助者ヘノ具状ト本社設立ノ義、我石川県庁へ出願等夫々手續ヲ経タル為メ、本年度移住ノ時節モ過去候故、右移住ハ明年ニ譲リ、本年ハ只新墾夫ノミ移シ事業ニ取掛リ候間、此辺御諒察右払下渡比段奉副願候也。

同 16 年 2 月には起業社を設立し、事業に着手する準備は整ったが、設立手続き等に時間を要したために、本年の移住は時期的に無理がある。先見隊を派遣し準備を進めたいので、送籍移住者の数は確定できないが、土地払下を認めてもらいたいというのが、「地所払下願」の趣旨である。

これに対し札幌県は協議の上、起業社の申出を基本的には認めたが、実際の払下面積の確定は難航した。

起業社は当初 700 万坪(2,314ha)から 300 万坪(992ha)に減らして払下の伺いを立てたが、この時期、開進社のつまづきが明らかになり、札幌県は大地籍の払下には極めて慎重になっていた。

同 16 年 8 月 28 日付けで 150 万坪（約 496ha）の払下が札幌県から認められた。払下の地価は 100 坪に対して 1 円 50 銭。起業社は代金の 2,250 円を即納した。

## 入植の準備

しかし、これで払下は確定したわけではなかった。

明治 16(1883)年 9 月、起業社は 150 万坪の内 50 万坪(約 165ha)の換地を札幌県に願出ているのである。

### 地所割渡之義願

本年後志国岩内郡余市山道左側犁野舞納地方ニ於テ、御許可ヲ得テ地所開墾ニ着手当時既ニ懇成シタル処ノ地三万坪余、然ルニ懇地ニ接続セル大小谷地ノ如キハ米田ノ最適ノ地位ト謂ドモ、当郡内ニ於テ未タ該事業難易ヲ試ミタル者モ無之、然ル処先ニ当地ノ有志者該地ニ於テ開墾起業之目的ヲ立テ地所払下出願中ニ有之由ノ処、這般其目的を処ヲ以テ前異ニスル願書御取消願差出候趣、右水

田ノ疾ニ疾ニ如キハ着目スル処モ有之加之地味頗ル膏瘦ニシテ、中央ニハ「シヨコツナイ川」脈疎通シ、本年ノ如キ丈干ノ候ト埜モ涸渴の患ナク、故ニ最ニ便ナルヲ以テ溝渠ヲ開削シテ一旦固有ノ汚水ヲ竣去シ、而テ該川流ヲ迂回シ用水トナスニ於テハ、必スヤ米田トナリ嘉米を得ヘリト確信仕候、又沿川丘陵及目下墾成シタル土地ハ麻藍稗粟を播種シ、水田畑地両ナカラ之ヲ得ル於テハ移住者の幸福不過之、且現今新墾夫三十名余名多クハ明春ヨリ移住者致度キ精神ノ者之候、此輩挙テ谷地ニ属シ一日モ早く耕地タランコトヲ希図在候。因テハ前陣ノ事情御賢察、右大小谷地ノ内ニ於テ五十万坪既ニ御許可ヲ候百五十万坪ノ内へ組込御割渡被成下度依之、地図相別紙添此儀至急御許可ヲ賜リ候様奉願候也。

明治 16 年九月

函館県下函館区相生町四番地

起業社総理 堀嘉久馬

札幌県岩内郡犁野舞納村

字宿内番外地

起業社農業事務所長

富田鍊太郎

同副所長

神田正中

札幌県令 調所廣丈殿

前願書ニ付奥印之上進達仕候也

戸長 有賀英清

岩内郡長 築瀬真精

札幌県と土地払下の折衝に当たったのは、先遣隊として渡道していた神田正中、西田三郎であった。2人は下記の項目にも記述したように犁野舞納周辺の原野を実地に調査し、8月に認可された渡「地所割渡之義願」の土地に隣接した大谷地、小谷地地区が水田に適しているとして、換地を願出ている。この請願は年末には認可された。その結果起業社の入植地が確定したのである。

神田正中、西田三郎の2人は土地払下の折衝に当る一方、入植者の受入準備を進めていた。

「第三回札幌県勸業年報(明治十七年)」ニハ「明治十六年六月、農業事務所長神田正中、金沢事務所長西田三郎等新墾夫二十一名ヲ率、岩内郡ニ至リ荊刺ヲ開キ溝渠ヲ通シ、凡六町歩ヲ開墾シ事務所ヲ建築ス」とあります。

先に引用した「地所割渡之義願」のなかには、「御許可ヲ得タ地所開墾ニ着手当時既ニ墾成

シタル処ノ地三万坪余」とあるから、正式に払下地が確定する前の 6 月に犁野舞納に到着した段階から入植者受け入れの準備作業に着手していたのである。「新共和町史より」入植地の現況、大小谷地への換地、移民小屋の建設についての報告を事項に記述した。また、「図説 石川県の歴史」では、西田三郎が統率者として、小屋掛係に疋田常男、大工方の赤井岩吉等とその他の雑役の者達を指揮して事務所、居住家屋（移民小屋）数十棟の建設にあたったと書かれています。

#### 起業社岩内農場景況略（明治 16(1883)年）

ここに事業の為の岩内犁野舞納の現況についての報告がなされた。  
起業社岩内農場景況略がありますので、概要を記しておきます。

#### 緒言

北海道札幌県下後志国岩内郡はその昔蝦夷といわれたときから、現在に至るまで人家は僅に数十戸に過ぎなかった。

実に寂しい原野で、猛獣の巢窟であり今から 8～9 年前から急に小都会を作り、今では雷電山麓に至るまで人家が出来ています。

まさしく海運が段々と開け船舶がしばしば航行するようになると、この地には漁業を営む者が増えたが、農業を勤めるものは殆どいないので、米粟の類は内地に頼らなければならなかった。

このため海産物の価格は低く、野菜や果物の価格は高くなるのです。

肥沃な土地は広大な原野で荒れて、巨木や大樹が山岳に朽ち国力の興廢に係る者としては宜しくない状況であります。

主だった産業も無く、その生計に苦しむ者はこの地に移住し、開墾産業に従事させるのが最良である。

是は我が起業社のこの事業を営む所以である、しかるに明治 16 年 5 月に地所の払下を得てイバラを拓き農業事務所を建設する。

本年は自ら、明年度移住者に付与する土地を新墾し、家屋構造を作り傍らに少なく諸種を播植えして土地の肥瘠（こえるかやせるか）と植物の適否を試験して土地に合い、畑物に適した物を試験した。といってもその地勢は大きな丘や起伏のため水田には適していなかった。

皆、米作りを思い描いていたので此地での開墾を憂慮したので、東奔西馳して始めて大小谷地を発見した。

「この谷地たるや我々の開墾地に接続する一大広原地にして、眼光の及ぶ所に樹木も見えない」と書かれている。しかも、ショッコナイ川をその地の間を通せば大干ばつになっても枯れることは無いであろう。

この地はすこぶる肥沃にして灌漑に便利である。故を以て極めて水田に適していることを

発見した。

於いて是や払下を請いてこの地を得たり、該地年々四方の山、雪融積流して湿地をなす、故に明年には別に溝渠を開墾して固有の汚水を決去しショッコナイ川流を迂回して灌漑に供し以て水田とすればよい。

ここに本年7月旧金沢藩士族の中、新開墾夫30名を募り開墾事業に従事させ、9月になれば仕事を止める。即ち4ヶ月余り樹木を伐りイバラを拓き懇成するもの数町歩、その間にわかに寒温変化し雨になり、まれに風が激しくて作物が枯れて、芽吹く物も少なかった。しかるに10月下旬になると雪が降りとても寒く厳しいもので、氷雪に埋まってしまった。

これは、16年初年度開墾に着手した概略である。なお、その景状は下記のごとしである。

岩内郡方位	東西凡そ10里7丁21間、南北凡そ5里
同郡人口	3,550人
同戸数	640戸、外に寄留番外家若干有り
岩内湾位置	北緯42度59分30秒、東経140度3分45秒、羅針差編西5度45分の間にある
同地人口	2,130人、即ち岩内郡人口十分の六に居る
同地戸数	380戸、割合前に同じ
公立舎	郡庁、警察署、学校、病院
天然物	牛蒡、独活、薇、葡萄、山葵、カタコ（カタクリ）
開墾地	岩内郡余市山道左側山岳及び大小谷地の内
同歩数	150万坪
農業事務所	余市山道左側犁野舞納村字宿内番外地
開墾下地	7町3反7畝27歩、内2町4反6畝20歩播種地
懇成地	9反5畝11歩、但し全播種地
里程	函館を距る陸路45里、開墾地岩内湾を距る1里
地勢	開墾地三方が峩々たる山嶽塀立し、西北海に面して昂低あり、余市山連なりその中央を貫く、然れども農業事務所近傍地は平坦にして樹木疎々、大小谷地は全く沮洳（水はけが悪くジメジメしている）たる曠原（ショッコナイ）川その中央を疎し川の左右を以って大小の区分とす
地質	概ね子中等
気候	6月より9月まで寒暖計正午平均75.6度（24.2℃）
農業事務所前附属建物	小社1棟、板倉同、新墾夫小屋同、牛馬小屋同、外に浴室1棟
試験植物收穫略	蘿蔔（だいこん） 4,000本
茄子	3,500
三河菜	4斗樽入り3本、3斗樽入り5本、外に4荷



胡瓜	1,800 本
蕪青 (かぶ)	500 茎
片瓜	300 条
蕎麦	7 石

この他雑菜許多

(前田育徳会尊経閣文庫所蔵 「起業会書類」)

### 事業資産の運用計画

明治17(1884)年4月には翌18年度の補助金の半額に当たる1万円を当17年4・5月に5,000円ずつ特別に前渡しする事が前田家によって認められている。

これを受けて、同年5月事業資金の運用計画が立てられる。初年度の移住者は30戸とし、その居住は建設した上、渡航費用や営農資金、一年分の食料費などを給与する方針だった。

(金沢市史より)

起業社岩内開墾事業計画 明治17(1884)年5月

身ヲ以テ人ヲ卒ウル者ハ人ノ之ニ従ウヤ易ク、言ヲ以テ人ヲ卒ウル者ハ人ノ之ニ服スルヤ難シ、故ニ宇宙間ヲ能ク功ヲ樹テ業ヲ成スノ徒ハ己レ先ズ辛苦ヲ嘗メ艱難ヲ履ミ然ルニ後人ヲ勸奨ス、是以テ怨恨念怒ノ意ナク歛欽奮励ソノ任ヲ尽クス能ハサルヲ恥トス、然ルヲ己レ安逸荒怠ニシテ徒ラニ言語而已ヲ以テ人ヲ譴責淬励ヘハ人反テ憤懣悻戾ソノ業ヲ破壊シテソノ人ヲ仇視セン、此レニ由テ之ヲ視れば主長・役員ノ任、豈輕易ナランヤ、今我起業社ハ否寒艱難ノ陋運ニ沈淪シ百般ノ業概ネ計図ノ表ニ出テ之カ為メ議會決了ノ金額ニ垂及スル迄ハ非常ノ節儉ト特殊ノ勉強トヲ致スニアラスジハ事業ノ功績ハ決シテ看ル可カラズ、何ヲカ節儉ト云ウ、役員ノ給料ヲ減省スルヲ第一ノ主眼トス、夫レ役員ハ技体ニシテ移住者ハ精神ナリ、故ニ此社ノ役員ハ給金ノ厚薄ヲ問ワズ勞苦ノ淺深ヲ問ワズ草屋茅屋麻葛ノ衣藜苔ノ食モ敢テ意トセズ、一粒一錢ノ微、一挙一動ノ勞モ唯移住者ヲ利セント之ヲ図リ自己ノ得失ハ聊カ胸間ニ介スベカラズ、何ヲカ勉強ト云ウ、惰ニ流レ安ニ赴クハ人ノ常情ナリ、之ヲ淬励シテ倦怠ナカラシムハ役員ノ職務ナリ、之ヲ以テ役員ハ帳簿計算ニ黽勉スルハ固ヨリ月踏星戴自カラ耒耜ヲ握リ冽寒酷暑モ敢テ屈服セズ品行ヲ方正ニシテ猥醜ノ挙動ナク万般善良ノ事皆身ヲ以テ彼レカ率先タルトキハ教令ヲ待タシテ惰者モ勉ニ、奢者モ儉ニ輕薄モ激厚ニ、露ヤタル美風良俗ハ岩内郡ヲ薰陶スベシ、如此ニシテ始メテ起業社社員ノ任ヲ全スト云ウベシ、苟モ之ニ反シテ給金ノ些少ヲ鳴ラシ勉強苛劇ヲ唱エ家情ノ粉紆ヲ称スルノ徒ハ功ヲ成シ業ヲ遂クルコト能ワズ、故ニ如此儻ハ断然之ヲ退ケ真誠身ヲ以テ人ヲ卒ヘ千勞万苦ヲ辞セズ精神惟起業社ノ盛衰得喪ヲ以テ任トスルノ徒ヲ進メハ起業社ノ隆盛ハ期シテ待ツベシ、猶起業社經濟ノ詳細ハ別冊ニ掲ク

明治 17 年 5 月

起業社

(前田育徳会尊経閣文庫所蔵 「起業会書類」)

### 第 1 陣の入植者達

明治 17(1884)年 5 月 23 日一同は金沢を出発し金石港から外輪船に乗り出発した。それから 2 昼夜、船は 25 日の朝に岩内港へ入港したといわれる。(資料によっては、翌 24 日に岩内に入港とあるが、金石港から岩内港までの航路と船の速度を勘案すると、船で 2 昼夜、25 日の朝入港が適切と考察される) 第 1 陣の入植者は疋田常吉が引率して入植地に入った。同 17 年 6 月 7 日付の「官報」には次の記事が掲載されている。

北海道移住 (石川県報告) 石川県下ニ於テ本年起業社ヨリ渡航保護ヲ受ケシ金沢県士族貳拾七戸 (外ニ保護免状受ケル五戸アルモ病氣事故ニテ未渡航) 此ノ人員百三十二名ハ、去月二十四日札幌県へ移住セリ、又外ニ壱戸五名、起業社社費ヲ以テ渡航セリ。

「起業社規則」第 58 条では、初年 50 戸入植を計画していたから、それを下回る入植者であったが、「官報」に従えば第 1 陣の移住者は 27 戸、132 人が犁野舞納の地に第 1 歩を踏み入れたのである。

入植者たちは渡航費保護を受ける証明として、金沢の居住区が発行した送籍書を、岩内郡役所に提出する必要があった。「明治 16 年自費移住民届書」(北海道文書館蔵)として残っている。

官報では 27 戸、132 人が入植となっているが、送籍書による人数を確認すると 27 戸、144 人となるのである。なお、前記の「官報」にある「外ニ壱戸五名、起業社社費ヲ以テ渡航セリ」というのは、西田三郎一家であると考えられるので、第 1 陣の総勢は 28 戸 149 人となるのである。

同 17 年にはこの後、6 月に伊藤 保 (4 人)、10 月には石浦虎次郎 (1 人) と大迫 喜之助 (4 人) の 3 戸 9 人が入植し、31 戸 158 人が入植となった。

当初は 40 戸 200 人が移住を希望したといわれるが取りやめた経緯は不明である。

(新共和町史より)

## 第 2 陣の入植者

明治 18(1885)年 3 月 26 日には、第 1 陣と同じく金石港から 7 戸が入植した。さらに 7 月には 1 戸、9 月にも 1 戸が入植し、この年の入植者は 9 戸 47 人が移住してきたのである。内訳では士族が 4 戸、23 人、自費移住者は 5 戸、24 人である。

この年入植した士族の神保 明は医師として移住民の治療にあたった。また、小林駒平が後の前田神社前で医院を開業、笠松タミは産婆を開業した。タミは明治 17 年単身で入植した笠松利新の妻で、利新がその冬帰郷した際に結婚、翌 18 年に夫とともに入植した。(図説石川県の歴史より)

この第 2 陣が入植した当時の様子を、札幌県勸業課員の巡視をもとに、同 18 年 9 月 15 日付けの「札幌県報」(第 59 号)では、

犁野舞納村ハ起業社ノ植民地ニシテ昨年五月ヨリ本年ニ亘リ三十七戸ヲ移植シ孰レモ金澤藩士實地経験ノアル者ヲ選擇セルト云ウ。

(中略)

該移民等ハ概子渡航保護ニ依ツテ移住スト雖モ、着后ハ更ニ官ノ給與ヲ仰カス、一切社ノ貸與ニ依レリ。事務所ハ村ノ中央ニ在リ、移民ノ家屋ハ適宜ノ距離ヲ為シテ點々□地材木ノ間ニ散ス。皆一樣の桎葺ニシテ頗ル美ナリ。事業ハ次第ニ進歩セル景況アリ。蓋シ社員ノ計畫宜シキニヨルモノト思ワル。

犁野舞納村には起業社の者達が 37 戸移住している。金澤藩士は実地経験のある者を選択しているとしていたが。(中略)

殆ど渡航保護によって移民したものが移住している。事務所は村の中央にあり、居住家屋は適当な距離を置いて建設してある。屋根は桎葺きで綺麗である。事業に関しては順調に進捗している、これは社員の計画がよいものと思われる。と高く評価されている。

しかし、実際は「起業社規則」で 15 日間の実地研修を行ったに過ぎず、士族で入植した多くは農業には素人同然であった。そのため、同規則で 2 町歩から 4 町歩の土地を開墾することは容易なことではなかったと思われる。

「札幌県報」(第 59 号)

「新共和町史」の中で、犁野舞納村に隣接する発足村における明治 18(1885)年当時の開墾の様子を次のように記述している。

雪中ヲ冒シテ伐木ニ従事シ、各自相應ノ小屋掛ヲ営ミ、以テ開墾ノ準備ヲ懈ラサリシハ頗ル嘉賞スルニ足レリ。故ニ本年融雪後、現ニ二十町歩内外ノ土地ヲ開キ雑穀ヲ播種セリ。(蓋シ純粹ノ墾成反別トハ見ナシ難ク、概子立木ヲ伐採シ枯木ノ倒レタルヲ取片付、小笹、雑草、荊棘ノ類ヲ焼拂ヒ鋤入レヲ為サスシテ、直ニ播種セルモノナリ。該村ニ限ラズ新開初年度ハ往々此種ノ開キ方ヲ為スモノ多シト言フ。

起業社の場合、住居は一応提供されており上記の発足の入植者より恵まれていたかもしれないが「概子（おおむね）立木ヲ伐採シ枯木ノ倒レタルヲ取片付、小笹、雑草、荊棘（いばら）ノ類ヲ焼拂ヒ鋤入レヲ為サスシテ、直ニ播種セルモノナリ」という開墾方法は「焼畑農法」であり、起業社でも行われていたのではなかろうか。

「明治 17 年起業社耕産物収穫表」の中で、蕎麦と菜種の耕作反別が飛び抜けているところからもうかがえるのである。

### 前田村の成立

前田本家の家令となっていた加藤恒は、明治 18(1885)年に先の事業資金運用計画に補助金のうち 2 万円を基金とし、その利子のみを事業に投入するとあったことから、残りの 2 万円はそのまま下付せず、利子分の 2,000 円ずつ毎年供与する、という補助金供与方法の改革案をまとめている。その背景には開墾事業の前途への危機があったと見られる。

そのため移住地の現地では事業の継続に必死となり、開墾地を犁野舞納から分離、独立させ前田村と命名させる気運が高まってきた。

明治 18(1885)4 月、年起業社副総理の遠藤秀景代理の同社社員西田三郎から札幌県令宛の前田村設置届けが進達された。

#### 犁野舞納村ヲ裂キ前田村設置ノ義情願

明治 15 年 7 月中当岩内郡犁野舞納村外壱ヶ村内ニ於テ開墾起業ノ見据ヲ立テ荒蕪地若干御払下ノ義出願仕候処、同年 8 月中願意御允許相成、逐次開墾ニ従事、当今ニ至リ 35 戸家族トモ移着、尚通年移住可為意致目的ニ有之、元来該事業ニ於ケル旧金沢藩士族月日ニ哀願ノ状ヲ願シ殆ント活路ニ彷徨スル者不尠、依之金沢藩主前田家ニ於イテ右等ノ情状ヲ深ク憂慮アリテ士族授産ノ途ニ就カシメンカ為メ若干金ヲ補助セラレ当時農業ニ従事スルハ移住者ニ於テ最モ幸福ト謂ワザルヲ得ズ、因テハ旧藩主ノ恩恵ヲ感佩、耐忍奮励シテソノ効ヲ奏シ聊カ旧藩主ノ厚恩ニ報シ度宿志ニ有之、就テハ永続厚恩ヲ忘却瀬サルタメ当犁野舞納村ノ内ヲ裂キ当時弊社ニ御割譲ノ箇所ヲ更ニ前田村ト名称相成度旨、移住者一同切ニ希望罷在候間、御前条御洞察前田村設置之義御施行被成下度、依之別紙地図並戸数・人口等調相添、此段只管奉懇願候也

明治 18 年 4 月

札幌県岩内郡犁野舞納村第弐番地

起業社副総理遠藤秀景代理社々員

西田三郎 印

札幌県令 調 所 広 丈 殿

[別紙 戸数・人口等調書]

戸 数 ・ 人 口						
元 居 住 地 県 名	種 別	族 籍	戸 数	人 口		
				総 人 員	内 訳	
石 川 県	移住現在	士 族	3 2 戸	1 6 2 人	男	8 4 人
					女	7 8 人
		平 民	3 戸	1 9 人	男	7 人
					女	1 2 人
	本年度移住すべき 分	士 族	4 6 戸	2 3 0 人	男	1 1 2 人
					女	1 1 8 人
	明治 19 年 移住すべき分	平 民	5 0 戸	2 5 0 人	男	1 3 1 人
					女	1 1 9 人
合 計			1 3 1 戸	6 6 1 人	男	3 3 4 人
					女	3 2 7 人

但移住セシムル戸数、本社ノ規則ハ初年ヨリ 10 ケ年マデ毎年 50 戸宛トシ、11 ケ年ヨリ 18 ケ年マデ毎年 100 戸宛トシ、19 ケ年ヨリ 21 ケ年マデ毎年 150 戸宛トシ、21 ケ年ヲ限トス、ソノ戸数通計 1175 戸ナリ前書願書ニツキ、奥印ノ上、進達候也

明治 18 年 4 月 27 日

岩内郡町 築 瀬 真 精 印

翌 1 月 18 日付にて前田村設置の義情願が札幌県令によって許可され、正式に「前田村」が発足したのです。

地第廿三号

願之趣ハ本年 1 月丁第拾九号告示之通可相心得事

明治 19 年 1 月 18 日

札幌県令調所広丈代理

札幌県大書記官 佐藤 秀顕 印

(前田育徳会尊経閣文庫所蔵「起業会書類」)

そして、同年 2 月 10 日付けで前田本家にも前田村命名の件が上申された。

明治 19 年 2 月 10 日  
新設村名ノ儀ニ付キ上申

起業社開墾地之迄北海道後別国岩内郡犁野舞納村地内ニ有之候、然ルニ開墾ノ  
事業着手以来人烟続々移住シ既ニ 50 町有余歩ノ土地ヲ拓キ從ッテ一村落ノ景  
状ヲ為候、加之 旧君ノ厚恩永遠ニ忘却致ササル為メ犁野舞納村ノ内ヲ裂キ当  
社御割譲地ノ箇所ヲ更ニ前田村ト名称付セラレ度云々別紙ノ通り明治 18 年 4 月  
其筋へ情願致候処、今年 1 月 18 日付ヲ以テ趣意御採用ノ御指令有之、尚別紙写  
ノ通、札幌県ヨリ本年丁第 19 号ヲ以テ県下一般江告示セラレ大イニ満足ヲ得、  
欣喜ニ堪エズ候、仍テ此段上伸被降度奉願也

明治 19 年 2 月 10 日

北海道後志国岩内郡前田村起業社副総理遠藤秀景代理  
西 田 三 郎 印  
前田利嗣殿下令  
村井 恒 殿

(前田育徳会尊経閣文庫所蔵「起業会書類」)